

日本学生自転車競技連盟の競技大会において使用する自転車に関する規程

2009年9月制定

2023年4月一部改訂

2026年4月一部改訂

日本学生自転車競技連盟

自転車競技に使用される自転車等の装備については、国際自転車競技連合(UCI)や日本自転車競技連盟(JCF)の競技規則に定めがあり、それらに準拠した道具を使用する必要があります。

他方、ヘルメット着用義務化が学生スポーツに牽引されて発展してきた日本よりも国際規則のほうが遙かに遅かった事例が現実であり、また UCI 規則が主として世界選手権を念頭において制定されているという背景からも、比較的初心者に近い競技者も含む学生スポーツにとって、国際規則だけでは必ずしも充分とは限らない面があります。

こうした面から、本連盟では 2009 年にタンデム自転車に関する基準を定め、またロードレースにおいて使用される自転車については大会特別規則等で都度定めてきたところですが、それらの施策を年間を通して全大会に適用されるルールとして改めて明文化するものです。これらの定めは状況の変化に応じて随時見直されるものとします。

1. ロードレース用機材に関する規程) 集団スタート・タイムトライアルの双方に適用

1-1.公道上を走行可能な装備を義務付ける。ヘル、後方反射板もしくは反射テープも必須とする。

(競技中、競技前後の試走・移動時間を含め、常に道路交通法に準拠した自転車を使用すること。反射板などは突起物となって新たな危険を引き起こさぬよう、留意して取り付けること。法令順守は事故のリスクを下げるだけでなく、万が一事故になった場合に自身の法的立場を守ることに役立つことがある)



2. 集団スタート・ロードレース用機材に関する規程

2-1.トップギア時のペダル1回転あたり前進距離を 10.5m ~~10.3m~~以内に制限する。

(参考:通常 700C ホイール、54*11 で 10.410m、~~53*11 で 10.217m~~。大集団での降坂時の最高速度を抑制することを企図した試策)

3. クラス3 ロード・タイムトライアルレース用機材に関する規程

3-1.ディスクホイールやタイムトライアル専用バイクの使用,エクステンションバーの取付を禁止する。

4.トラック・レース用機材に関する規程

4-1.ロックリングの設置義務

(後輪ギアの緩みを防ぐロックリングの設置を義務付けます)

4-2.チェーン引き等の設置推奨

(後輪車軸ナットの締付不足時の補助となるチェーン引き,又は同等の機能をもつ装置の設置を推奨します)

4-3.整備不良が原因である事故時の再発走の制限

(ナットの緩みやチューブラータイヤのリムセメント固定不十分など、整備不良が事故(落車や不正スタート等)の原因であることが明らかの場合、安全上の観点からコミッセルの判断により再発走を認めないことがあります)

5. タンデム用機材に関する運用基準

(後段に記載)

これら器材に関する条項に違反していることがスタート前に発覚した場合は、スタートは拒否されます。またスタート後・フィニッシュ後に違反していることが発覚した場合は、バイクチェックを実施したのち失格を含むペナルティを科されることがあります。